

苫小牧市ごみ処理手数料等徴収事務委託業務仕様書

苫小牧市ごみ処理手数料等徴収事務委託業務は、本仕様書に基づき実施する。

(業務内容)

1 業務内容に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定するごみ処理手数料及び大型ごみ処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収及び有料指定ごみ袋及び大型ごみ処理手数料シール（以下「指定袋等」という。）を交付すること。
- (2) 指定袋等の欠品がないよう発注し、受領すること。
- (3) 前項に係る市民からの問合せ等があった場合は対応すること。
- (4) このほか、当該業務を実施する上で必要なこと。

(徴収及び交付)

2 徴収及び交付に関する事項は次のとおりとする。

(1) 手数料の徴収

ア 指定袋等の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）から、別紙に定める手数料を徴収し、指定袋等を交付すること。なお、指定袋等の無償配布や値引き交付等を行わないこと。

イ 別紙の手数は、あらかじめ消費税及び地方消費税を含むものであり、別に消費税及び地方消費税を徴収しないこと。なお、手数料に含まれる消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）による。

ウ 手数料を徴収した場合、民法の定めるところにより、領収書等を発行すること。また、領収書への記載は、有料指定ごみ袋の場合「苫小牧市ごみ処理手数料」、大型ごみ処理手数料シールの場合「苫小牧市大型ごみ処理手数料」とすること。なお、レジスターで処理する場合も同様とすること。

(2) 有料指定ごみ袋の交付

ア 有料指定ごみ袋は、別紙に定める包装単位で交付すること。ただし、1枚単位での交付希望があった場合、この限りではない。

(3) 大型ごみ処理手数料シールの交付

ア 大型ごみ処理手数料シールを交付する場合、あらかじめ交付希望者に対して、大型ごみ・せん定枝収集センター（TEL：0144-55-4266）に申込みが済んでいるか確認すること。交付にあたっては、当該シールの納付書兼領収書に交付希望者の氏名を記入し、取扱店印日付印欄に取扱店舗の押印又は名称を記載し、取扱店控以外を交付すること。

イ 取扱店控については、交付した日以降の4月1日から起算して5年間保存すること。また、必要に応じて提出を求める場合があるため、適切に保管すること。

ウ 大型ごみの区分に応じて手数料の額が変わるため、交付希望者に対して、必要な枚数を十分に確認すること。

エ 交付希望者が、大型ごみ・せん定枝収集センター（TEL：0144-55-4266）に申

込みを済ませていない場合、あらかじめ申し込むようよう依頼すること。

(発注)

3 指定袋等の発注に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 指定袋等の在庫を確認し、必要な数量を発注すること。なお、発注単位及び単価は、別紙のとおりとする。
- (2) 発注は、様式1（苫小牧市指定ごみ袋等発注票）に必要事項を記入し、市が指定する流通管理会社に対して、ファクシミリにより行うこと。
- (3) 正午までに受け付けた発注は、翌営業日から起算して原則2営業日以内、正午以後に受け付けた発注は、翌営業日から起算して原則3営業日以内の配送とする。なお、市外配送の場合、この限りではない。
- (4) 市外に配送を希望する場合には、発注は月に2度までとし、30箱以上（各種混在可）を一度に発注すること。また、市外配送の場合には、前項の配送サイクルによらず、受付から2週間以内の配送とする。

(受領)

4 指定袋等の受領に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 受領する種類及び数量を確認のうえ、配送伝票に受領印を押印すること。なお、配送伝票の控えは、受領した日以降の4月1日から起算して5年間保存すること。
- (2) 受領時に、ダンボール箱の外観を確認すること。段ボール箱に破損及び汚損等があった場合、市が指定する流通管理業者と共に中身を検品し、必要があれば交換を依頼すること。
- (3) 受領後の指定袋等について、原則として返品は受け付けない。

(市民対応)

5 市民対応に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 市民から指定袋等の使い方などについて問い合わせがあった場合には、クリーンとまこまい等を参考に、回答できる範囲で対応すること。なお、回答できない場合は苫小牧市ゼロごみ推進課（TEL：0144-55-4266）を紹介すること。
- (2) 破損、接着不良、印字不良及び汚損など、明らかに製造または流通段階における不良品と判断できるものが市民から持ち込まれた場合、レシートの提示を求めなどして交付時期や交付店舗名を確認し、新品と交換すること。
- (3) 交換した不良品は、市民から持ち込まれた状態のまま保管し、市に報告すること。なお、不良品については、後日、市または指定袋等の製造事業者が補填を行う際に引き渡すこと。

(その他の業務)

6 その他の業務に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 取扱店舗においては、指定袋等の納品や交付等により在庫に移動が生じた場合、指定袋等の数量や手数料額について記録し、適正に管理すること。
- (2) 指定袋等は、ごみ処理手数料等に相当する金券的な性質を有するものであることから、管理には万全を期すこと。また、受領後の指定袋等の破損、汚損、盗難

又は紛失等は原則、受託者の責任で対応となるため、適正に保管すること。

- (3) JANコードについては、別紙のとおりとする。
- (4) 取扱店舗では、市がお渡しする取扱店表示を見やすい場所に掲示すること。
- (5) 交付希望者から別途、消費税及び地方消費税の相当額を別に徴収することはできないため、レジスター等の設定は十分に注意すること。
- (6) 指定袋等の陳列形態は特に規定がないが、大型ごみ処理手数料シールについては、サイズが小さく、盗難の恐れがあるため、サービスカウンターに保管する等の措置を講じること。

(委託料の請求及び手数料の納付)

- 7 委託料の請求及び手数料の納付に関する事項は次のとおりとする。
 - (1) 市は、3月ごとの指定袋等の配送実績に基づき、受託者が納付すべき手数料の額、受託者が請求すべき委託料の額及びこれらを差し引いた金額を、納品確認書兼納付額通知書にて通知する。
 - (2) 受託者は、通知書の内容を確認し、市が定める委託料請求書により、委託料を請求すること。
 - (3) 市は受託者に対して、手数料から委託料を差し引いた金額を請求するので、受託者は定められた期日までにこれを収めること。

(法令等の遵守)

- 8 受託者は、本市の契約諸規則に従うとともに、地方自治法施行令及び関係省庁からの関連通知等を遵守しなければならない。

(その他)

- 9 受託者は、この仕様書に定めのない事項及び業務の遂行に係る疑義については、随時市と協議し、必要な措置を講じること。

別紙

<発注単位>

品目		容量	入数	手数料額
有料指定ごみ袋	兼燃燃 用やや タイプせ プない ごみ ごみ	5リットル	1箱 (10枚1組×50組入)	5,000円 (内税)
		10リットル	1箱 (10枚1組×50組入)	10,000円 (内税)
		20リットル	1箱 (10枚1組×50組入)	20,000円 (内税)
		30リットル	1箱 (5枚1組×50組入)	15,000円 (内税)
		40リットル	1箱 (5枚1組×50組入)	20,000円 (内税)
大型ごみ処理手数料シール			1冊 (10枚綴り)	3,000円 (内税)

※ 有料指定ごみ袋は1箱単位、大型ごみ処理手数料シールは1冊単位で発注下さい。

<JANコード等一覧>

種別	物流 識別	国	メーカー	商品 アイテム	チェック デジット	料金	寸法	重量 (kg)		
									コード	
有 料 指 定 ご み 袋	単 品	1 枚	5リットル	49	29074	00035	7	10円	190*440	
			10リットル	49	29074	00034	0	20円	270*530	
			20リットル	49	29074	00033	3	40円	360*640	
			30リットル	49	29074	00032	6	60円	380*770	
			40リットル	49	29074	00031	9	80円	470*820	
1 セ ット	1 組	5リットル	49	29074	00045	6	100円	220*270		
		10リットル	49	29074	00044	9	200円	300*315		
		20リットル	49	29074	00043	2	400円	210*250		
		30リットル	49	29074	00042	5	300円	245*260		
		40リットル	49	29074	00041	8	400円	255*305		
梱 包 箱	50 組 1 箱	5リットル	1	49	29074	00045	3	5,000円	256*216*129	3.0
		10リットル	1	49	29074	00044	6	10,000円	301*296*149	5.7
		20リットル	1	49	29074	00043	9	20,000円	371*226*199	8.7
		30リットル	1	49	29074	00042	2	15,000円	436*236*124	6.4
		40リットル	1	49	29074	00041	5	20,000円	461*281*124	7.9
大型ごみ処理手数料 シール		1 枚	49	29074	00020	3	300円	200*80		

※ 寸法及び重量については、概算であり変更になる場合があります。

(様式1)

苫小牧市指定ごみ袋等発注票 (FAX 専用)

令和 年 月 日

FAX 送信先

会社名		FAX 番号	
-----	--	--------	--

配送依頼者(発注者)

	発注日		登録番号	
徴収事務 取扱者	名称			
	代表者			
配送先	住所	〒 -		
	名称		依頼者名	
	電話番号		FAX 番号	

下記のとおり、苫小牧市指定ごみ袋等の配送を依頼します。

区分	容量	発注単位		発注数
		入数	手数料額	
指定ごみ袋 兼用タイプ 燃やせないごみ 燃やせるごみ	5リットル	1箱(10枚1組×50組入)	5,000円	箱
	10リットル	1箱(10枚1組×50組入)	10,000円	箱
	20リットル	1箱(10枚1組×50組入)	20,000円	箱
	30リットル	1箱(5枚1組×50組入)	15,000円	箱
	40リットル	1箱(5枚1組×50組入)	20,000円	箱
大型ごみ処理手数料シール		1冊(10枚つづり)	3,000円	冊

- ❖ 指定ごみ袋は1箱単位、大型ごみシールは1冊単位で発注してください。
- ❖ 市外への配送の場合は、1度に30箱以上(各種混在可)発注してください。
また、大型ごみ処理手数料シールも同時に発注してください。